

令和 8 年 4 月 16 日

1・3種 組 合 員 様

三重県医師国民健康保険組合

TEL 059-228-7212

FAX 059-228-0252

令和 8 年度 国民健康保険料額通知書、三重医報号外
及び組合規約の送付について

平素は本組合の事業運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

表題の件につきまして、別添のとおりご送付いたします。

また、去る令和 8 年 3 月 14 日開催の通常組合会において組合規約の一部改正を行い、新たに子ども・子育て支援納付金を賦課することが決定されましたので、改正後組合規約をご送付いたします。ご保存くださいますようお願い申し上げます。

記

保険料額通知書 (令和 8 年 4 月 3 日届出現在)	令和 8 年度 (令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月) 令和 8 年 5 月から毎月指定口座より引き落とし
---------------------------------	--

※新規加入者や退職者等がございましたら速やかに組合までお届けください。

※4 月 4 日以降にお届けのあった異動に関しては、5 月中旬に「保険料額変更通知書」を別途郵送いたします。

※保険料額に変更が生じる場合は、その都度「保険料額変更通知書」を郵送いたします。

組合規約の改正点 (令和 8 年 4 月 1 日施行)	子ども・子育て支援納付金賦課額(月額) 600円
--------------------------------	-----------------------------

【規約抜粋】

第 5 章 保険料

4. 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるため、組合員又は組合員の世帯に属する被保険者のうち 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日の翌日以降である組合員又は組合員の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額 600 円